消防法上の危険物に該当する場合があります。



消防法上危険物に該当する消毒用アルコールを貯蔵・取り扱う場合、消防法または火災予防条例により、その数量に応じて消防署へ申請または届け出が必要となります。

消毒用アルコール等(アルコール濃度60%以上の液体のもの) を貯蔵・取扱う場合

貯蔵・取り扱う数量	届出・申請の有無
8 OL未満	届出・申請の必要はありません
80L以上400L未満	届出が必要です
400L以上	申請が必要です

最寄りの消防署へお問い合わせください!

病院や福祉施設、自 治体でも考え方は同 いです」」



塩防くん

塩釜地区消防事務組合